

## 日本文理大学ハラスメント防止に関する指針

(2008年4月1日)

日本文理大学は、本学の構成員すべてが、快適な環境のもとで学び、働くことが必要であり、また、保障されるべき権利であると考えます。大学におけるハラスメントは、学び、働くための快適な環境を損ない、権利の濫用により個人の尊厳を傷つけ、大学の役割に重大な支障をもたらします。

このような事態を招かないために、ハラスメント防止等に関する規程を定めました。これは、ハラスメントを未然に防ぎ、これが現に行われている場合にはその行為を制止し、ハラスメントに起因する問題に適切に対応するための方策等をまとめたものです。

本学においては、パワー・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメントあるいはアカデミック・ハラスメント等いかなるハラスメント行為も決して容認することができません。いかなるハラスメント行為に対しても、厳正な態度で臨むとともに、その防止に全学を挙げて取り組みます。

全構成員は、この規程の定めるところに従って、本学がハラスメントのない、明るい職場になるよう努力して下さい。

本指針の対象は、本学の教員、職員、学生および関係者とします。

ここにいう「教員」とは、専任教員と非常勤教員を、「職員」とは事務職員、技術職員、非常勤職員および委託契約職員を、「学生」とは学生、聴講生、研究生など本学において修学する者を、「関係者」とは、学生などの保護者並びに職務上の関係を有する関係業者等を、「本学構成員」とは、教職員と学生などを指します。

なお、本学の身分を離れた後の本学構成員（旧一教職員と学生）などが本学に在籍中に受けたハラスメントについても、可能な限りこの指針の対象とします。